



答 申 第 6 5 3 号  
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日付け神保保調第 1397 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について  
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 「難病等の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病に係る医療費助成に関する事務が、兵庫県から神戸市へ移譲されるに当たり、新たにシステムを構築し、対象者の基本情報等を電子計算機処理することは、事務の円滑な移譲と申請者の負担軽減に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

特定医療費（指定難病）支給事務の権限移譲に伴うシステムの導入について

（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

電子計算機処理する個人情報

【特定医療費（指定難病）支給システム】

■患者基本情報

住民基本台帳個人番号、患者 ID、氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、保険種別、保険者番号、◎疾病番号、◎疾病名、階層区分、適用区分、指定医療機関名、指定医師名、承認日、承認期間ほか

■指定医療機関情報

医療機関名、住所、電話番号、承認日、承認期間

■指定医師情報

氏名、かな氏名、医療機関名、承認日、承認期間

■番号法関連情報

制度個人番号、統合宛名番号

■税情報

宛名番号、賦課年度、徴収方法、市民税額（所得割計）、市民税額（均等割）、更正年月日